

お互いさまと思える茨木に！  
生活者の視点を政治に！



### あびこ浩子連絡先

電話・FAX 072(655)8460 (留守時はメッセージをお願いいたします。)

Email: [contact@hiroko-abiko.jp](mailto:contact@hiroko-abiko.jp)

<https://hiroko-abiko.jp>



「おにクル」



旧市民会館

オープニング式典



## 「おにクル」開館！

毎日にぎわっています！

平成27年12月に旧市民会館が閉館して以降、周辺を含めた「市民会館跡地エリア」の活用方法の検討を行い、令和5年11月26日に開館しました。

おにクルは、ホールや図書館、子育て支援、市民活動センター、プラネタリウムなど、多くの機能が入る複合施設です。

開館以来多くの方にお越しいただき、開館1か月で20万人を超えるなど、嬉しい悲鳴でいっぱいです。

毎日子どもたちの歓声が響き、こんなに多くの子どもたちが茨木市に暮らしていたんだと改めて感じています。子どもの笑顔が絶えない日々は、ほんとに幸せな日々です。

旧市民会館ができて50年が経過しました。私は旧市民会館ができた時を子どもでしたが覚えています。ホールに続く階段がとても豪華だと思いました。しかしながら時の経過と共にバリアフリーが求められるようになり、階段が多く、エレベーターのないホールは使い辛い施設となりました。

旧市民会館は私にとっては、小学校中学校での音楽発表会や成人式を迎えたこと、保護者になってからのPTAでの発表会、子どもたち3人が成人式を旧市民会館で迎えたことなど思い出は尽きません。

これからは「おにクル」が茨木の子どもたちのたくさんの思い出とともに心にのこる施設となって、50年後にまた懐かしく思い出してもらえる施設でありますように願うばかりです。

### 【NHKのど自慢公開収録の開催】

開催日：令和6年9月8日(日)＜前日予選会を実施＞  
会場：おにクル ゴウダホール  
詳細は決まり次第お知らせします

毎週火曜日・木曜日JR茨木駅西口下、水曜日南茨木駅東口、金曜日阪急茨木市駅東口南側でご挨拶と「週刊通信」を配布させていただいています。お会い出来たらお声をかけていただけたら嬉しいです！「あびこ浩子ゆめ・みらい通信」は定例議会報告版と週刊通信版があります。過去のものもHPで読むことができます。是非ご覧ください。議会報告版を郵送で購読いただける方は電話・FAX・メールでお知らせ頂ければ、お送りいたします(無料)。ご連絡お待ちしております。



## 《議会報告版》

発行日：2024年4月

編集・発行／あびこ浩子

### 茨木市議会議員(無所属)

# あびこ浩子 ゆめ・みらい通信

Facebook：あびこ浩子 | WEBサイト：<https://hiroko-abiko.jp>

Email: [contact@hiroko-abiko.jp](mailto:contact@hiroko-abiko.jp)



## 2024年3月議会が終わりました。

みなさま、いつもお世話になっております。あびこ浩子です。

3月議会が終わりました。令和5年度一般会計・特別会計補正予算、令和6年度一般会計・特別会計予算が議題とされました。4月が市長選挙の年であり、3月議会では骨格予算（毎年発生する費用や法律の定めによって必ず支出しなければならない費用を中心とした、必要最低限度の経費を盛り込んだ予算）審議でした。6月議会にて市長の施政方針が行われ、政策的経費や新規事業費についての予算審議が行われます。

4月7日(日)投開票の市長選挙・市議会議員補欠選挙ですが、(4月2日現在、市長選挙は無投票で福岡洋一市長の3選が決定しました。補欠選挙の結果はまだ未定です。この通信が配布される頃には決まっています)「次なる茨木」の「次」を目指しての福岡市長の3期目の施政方針を楽しみにしてください。

4年ぶりに小学校・中学校の卒業式に参列させていただきました。久しぶりの子どもたちの緊張した顔や心にしみわたる歌声に涙が止まりませんでした。子どもたちの未来に幸多かれ！！と心からエールを送りました。

桜のシーズン、入学式が楽しみです！！

### 「あびこ浩子市政報告会」のご案内

- 第1回 5月 2日(木) 19:00 茨木公民館
- 第2回 5月 7日(火) 19:00 中津コミュニティセンター
- 第3回 5月 8日(水) 19:00 総持寺ミカン屋
- 第4回 5月 9日(木) 19:00 東コミュニティセンター
- 第5回 5月10日(金) 19:00 穂積コミュニティセンター
- 第6回 5月11日(土) 14:00 彩都西コミュニティセンター
- 第7回 5月12日(日) 14:00 耳原自治会館
- 第8回 5月13日(月) 19:00 沢良宜いのち愛ゆめセンター

### 【あびこ浩子プロフィール】

◆ 玉櫛小・南中卒業／1980大阪府立千里高校卒業／1984関西大学文学部卒業／2008大阪市立大学大学院創造都市研究科共生社会研究分野修士課程修了／大学時代銭原キャンプ場でカウンセラーとして活動

◆ 1984高槻市立第7中学校教諭／1987茨木市立三島中学校へ転任1990退職／2000沢池幼稚園PTA会長／2002穂積小PTA会長／2006茨木市PTA協議会会長／2004NPO法人Chacha-House 代表理事／2006穂積小校区青少年健全育成運動協議会会長／2006NPO法人子育て広場全国連絡協議会理事／2011穂積地区自主防災会会長／2012穂積地区福祉委員会副委員長／2020穂積地区福祉委員会顧問

◆ 2008・4茨木市議会議員補欠選挙で初当選／2009・1選挙2期目当選／2013・1選挙3期目当選／2017・1選挙4期目当選／2021・1選挙5期目当選

◆ 穂積地区在住

あびこ浩子  
ゆめ・みらい通信

## 2024年3月定例議会報告



ネット中継・過去の動画も茨木市HP(茨木市議会)でご覧いただけます。

今年度は総務常任委員会委員、市街地対策特別委員会委員長、北部地域整備対策特別委員会委員、茨木市総合計画審議会委員、会派代表幹事長として活動しています。

### ペット防災について

～能登半島地震を受けて～

今年の元旦に能登半島地震が発生し、多くの方の命が失われ、被害に遭われた多くの方の生活再建が大きな課題となっています。昨年9月議会の総務常任委員会で「ペット防災」について質疑しましたが、今回の災害を受けて改めて本会議で質疑いたしました。

令和6年3月26日現在の被害状況は、死者244人、負傷者1300人、住宅被害（全壊半壊一部損壊含む）111572棟、避難所数 新潟県1か所、石川県417か所、避難者合計8219人、ライフラインでは、石川県内9260戸が断水中とのこと。3か月が経過しようとしています、いまだ復旧が終わらない状況です。

能登半島地震においても、避難所にペットを連れて行くのをためらった飼い主の方が車中泊や倒壊の危険性のある自宅で避難をされるという姿が報道されました。寒い時期でもあり、水道、電気・ガスが遮断されたまま、長い期間不自由な生活を強いられておられます。

発災時には、まずは人の命を守ることが最優先されますが、家族として過ごしているペットの命を守ることも飼い主として行動しなければなりません。

環境省は2013年に「人とペットの災害対策ガイドライン」を策定しました。この中で「ペット同行避難の原則」が示されています。

「同行避難」は災害発生時に飼い主が飼養しているペットを同行し、指定避難所等まで避難すること、避難所への避難後にペットと同じ空間で飼養する状態を意味するものではないとされています。「同伴避難」は、本市では避難所において飼い主と同じ居住スペースに連れ込むことと定義しています。「ペット同行避難の原則」では避難所において、人のスペースとは別にペット飼育スペース等を設定します。その設

定には、本市においては自主防災組織が主体となり取り組んでいただいている小学校区単位の地域版避難所運営マニュアルの作成事業で、検討されています。いくつかの自主防災組織がペットの受け入れ先としてグラウンドの一部を指定されている避難所運営マニュアルを見せていただきました。

様々な人が集まり共同生活を送る避難所では、動物が苦手な人やアレルギーを持っている人等への配慮が必要であり、「鳴き声」や「臭い」「毛の飛散」「糞尿の処理」など衛生面でのトラブルも想定されます。そのためペットの飼育スペースと人が生活するスペースとを分ける必要性が出てくること、飼い主が責任をもって飼養するというところへの理解が必要です。

避難所で支給される水や食料については、基本的に人への物です。日頃から災害時に備えペットのためのペットフードや水の備蓄をしておくことや、ゲージやキャリーバッグに慣れていることも必要になります。ペットの躰や予防接種等の健康管理もおこなっておくことが重要です。

能登半島地震では長引く避難に、自宅を片付ける間ペットを預かる事業やペットと同伴で過ごせる公民館などが、ペット愛護団体の協力を得て開設されました。今後は本市でもペット同伴避難のできる避難所の確保が必要ではないかと要望しました。



石川県  
珠洲市にて  
ペット同伴  
避難所

第43号

### 介護保険料の改定について

介護保険は国や都道府県、市区町村が負担する公費（50％）と、40歳以上の方が納める介護保険料（50％）を財源として運営されています。65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料（50％のうち23％を負担）について、3年ごとに策定する介護保険事業計画（第9期：令和6年度から令和8年度）に基づき、3年を通じて財政の均衡が保たれるよう改定を行うこととなりました。

第9期計画（令和6年度から令和8年度）において、基準額（第5段階）が月額6,480円に改定となりました。第8期計画（令和3年度から令和5年度）の基準額（月額5,990円）と比較して、月額490円の増額となります。

基準額は、第9期計画期間中における予想総給付費のうち、65歳以上の方（第1号被保険者）の負担分（23％）を、3年間の高齢者人口予想の合計で割って算出します。

第9期計画において介護保険料が増額となった理由として

### 定額減税の流れについて

令和6年度の税制改正大綱が発表され、令和6年6月から所得税3万円、住民税1万円の計4万円が減税されます。生計を一にする扶養家族も同じく、所得税3万円、住民税1万円が減税されます。扶養家族が3人ですと計4人分の16万円減税されることとなります。

所得税は、6月に一人当たり3万円減額されます。6月分で源泉徴収から控除できなかった場合は7月、8月と控除額に達するまで減額されます。最終3月までに控除しきれなかった場合は給付になります。

住民税は、給与所得の方については、令和6年6月分の徴

### 茨木市総合保健福祉計画（第3次）の策定

総合保健福祉計画（第3次）が策定されました。第2次の取り組みを踏まえ、市民、地域の団体や支援機関、行政、それぞれが役割分担を図りながら協力し、複雑化・複合化した課題を抱える方に寄り添い、課題の解決をめざしていきます。国は、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を整備するため、令和2年に社会福祉法を改正し、「重層的支援体制整備事業」を進める体制の構築を求めています。本市も本計画で「重層的支援体制整備事業」の取り組みを進めていきます。今後に期待しています。

は、1.高齢者の増加による要支援・要介護認定者数の増加、2.令和7年度に団塊の世代が後期高齢者となり、要介護認定者のうち、要介護度3以上の方の増加、3.1および2による介護給付費の増加、4.国による介護サービス事業所従業員の介護報酬が1.59%プラス改定 などがあります。

所得や市民税の課税状況等によって保険料段階を設定します。保険料段階については、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担の段階設定とするため、国の標準13段階設定を上回る、23段階の保険料段階を設定しています。※段階設定における所得には、遺族・障害年金など税法上非課税となる年金の収入額は含まれません。

低所得者の方の負担を引き下げるために公費を投入する仕組みが制度化されており、市民税非課税世帯の方（第1段階～第3段階の方）の負担軽減を目的として、令和6年度から令和8年度までにおいて第1段階の方の負担割合：0.455→0.285 第2段階の方の負担割合：0.685→0.485 第3段階の方の負担割合：0.69→0.685 となります。

収を行わず、定額減税後の税額を11か月分割して、令和6年7月分から給与天引きを行います。

普通徴収の方は、第1期の納期である6月分の税額から定額減税を行い、控除しきれない場合は第2期以降の税額から順次控除を行います。

公的年金の方、令和6年4月分、6月分、及び8月分の税額はすでに決定しておりますので、令和6年10月分の税額から定額減税を行い、控除しきれない場合は、12月以降の税額から順次控除を行います。

＜住宅ローン控除やふるさと納税制度への影響＞

定額減税は他の税額控除をすべて控除した後に行うこととされており、住宅ローン控除、ふるさと納税控除制度への影響はありません。

### 国民健康保険の大阪府下完全統一

平成30年度に国の制度改正が行われ、都道府県が財政運営主体となることとなりました。これまで6年間は激変緩和措置期間でした。令和6年から完全統一化され大阪府の運営方針に従って運営されます。統一保険料率は被保険者平均一人当たり（介護分を除く）保険料額は年額15万3433円となり、令和5年度の本市保険料との比較では約1万3000円の上昇となります。今後は府の広域化調整会議等で府全体で保険料上昇抑制が図られることとなります。